

- ・独立行政法人評価制度委員会及び国立大学法人会計基準等検討会議における検討結果を踏まえ、地方独立行政法人会計基準等研究会においても、「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」並びに「地方独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を策定するもの。
- ・独立行政法人会計基準等及び国立大学法人会計基準等の改訂等を踏まえ、地方独立行政法人会計基準について、所要の改訂を行うもの。

1. 「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」の策定 (P2)
2. 「地方独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の策定 (P3)
3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂
① 行政コスト計算書の創設 (P4~5)
② 純資産変動計算書の創設 (P6)
③ 見返資産の創設 (P7)
④ 連結純資産変動計算書の創設 (P8)
⑤ 企業会計の新基準への対応 ( i . 収益認識、ii . 時価の算定、iii . 会計上の見積りの開示) (P9~11)
⑥ 地方独立行政法人法の改正に伴う改訂 (「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和2年法律第41号)(第10次一括法)) (P12)
⑦ 資産見返負債の廃止(公立大学法人のみ) (P13)
4. 「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の改訂 (P14)

# 1. 「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」の策定

## 1. 財務報告に関する基本的な指針の策定

(国独法：H29.9.1策定、国立大：R4.3月策定予定)

### 【策定の経緯】

- ・国独法：「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、PDCAサイクルの強化や自律的なマネジメントの実施が提示。この改革の実効性を高める手段の1つとして財務報告をより一層活用する観点から、策定されたもの。
- ・国立大：国独法において「基本的な指針」が策定されたことを踏まえ、策定。

### 【地独法の対応】

国独法及び国立大の策定状況を踏まえ、地独法においても「基本的な指針」を策定。

序章	第1章 地方独立行政法人の特性	第2章 財務報告利用者及び財務報告の目的	第3章 財務諸表の構成要素
<ul style="list-style-type: none"><li>・設定の趣旨と経緯</li><li>・本指針の性格と取扱い</li><li>・本指針が対象とする財務報告</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方独立行政法人制度の設計理念</li><li>・地方独立行政法人の設計理念から要請される主要な仕組み</li><li>・株式会社等の営利企業と比較した地方独立行政法人の特徴</li><li>・公立大学法人の役割</li><li>・財源構造の違いを踏まえた地方独立行政法人の分類</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財務報告利用者</li><li>・財務報告利用者の情報ニーズ</li><li>・財務報告の目的・機能</li><li>・財務報告の範囲</li><li>・財務報告で提供される情報</li><li>・公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報</li><li>・業績の適正な評価に資する情報</li><li>・財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財務諸表の役割及び体系</li><li>・財務諸表の構成要素の関連概念</li><li>・財務諸表の構成要素</li></ul>

### 【国独法と異なる主な点】

- ・国独法と地独法で制度が異なることにより生じる相違点等を踏まえ、表現ぶりを修正。

(例) ・「主務大臣」→「設立団体等の長」、「国民」→「住民等」、「法人の長」→「理事長」、「国会」→「議会」、「会計検査院」→「監査委員」、「独立行政法人評価制度委員会」→「評価委員会等」、「税金等の国費」→「住民等から徴収された税金等の財源」等に修正。  
・「中長期目標」、「中長期計画」等は削除。

- ・公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人については、それぞれの特性等を踏まえて記載。

## 2. 「地方独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の策定

### 2. 事業報告に関するガイドラインの策定

(国独法:H30.9.3策定、国立大:ガイドライン策定予定なし)

#### 【策定の経緯】

- ・国独法:「基本的な指針」(平成29年9月1日策定)を踏まえて事業報告書の在り方が見直され、法人の長のリーダーシップに基づき業務運営の状況全体を簡潔に説明する事業報告書の実現を目指すべく、「ガイドライン」を策定。

#### 【地独法の対応】

国独法の策定状況を踏まえ、地独法においても「ガイドライン」を策定。

序章	第1章 事業報告書に関連する 地方独立行政法人の特性	第2章 事業報告書の 利用者及び目的	第3章 事業報告書の作成に 当たって参照すべき 考え方	第4章 事業報告書で 提供される情報	第5章 事業報告書の表示
<ul style="list-style-type: none"><li>・本ガイドラインの性格と取扱い</li><li>・本ガイドラインが対象とする事業報告書</li><li>・本ガイドラインと「基本的な指針」との関係</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方独立行政法人制度の設計理念</li><li>・株式会社等の営利企業と比較した地方独立行政法人の特徴</li><li>・事業報告書に関連する報告書等との関係</li><li>・事業報告書に関連する地方独立行政法人の主な特性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業報告書の利用者</li><li>・事業報告書の目的</li><li>・事業報告書の範囲</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・作成に当たって参照すべき考え方</li><li>・事業報告書に含まれる情報の制約条件</li><li>・作成に当たって参照すべき考え方及び情報の制約条件との関係</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方独立行政法人の特性を踏まえた取扱い</li><li>・地方独立行政法人に共通して提供することが望ましい情報</li><li>・地方独立行政法人の実態を踏まえて提供することが望ましい情報</li><li>・事業報告書で提供される情報の見直し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業報告書の表示</li><li>・事業報告書の公表</li></ul>

#### 【国独法と異なる主な点】

- ・国独法と地独法で制度が異なることにより生じる相違点等を踏まえ、表現ぶりを修正。

(例)・「主務大臣」→「設立団体等の長」、「国民」→「住民等」、「法人の長」→「理事長」、「税金等の国費」→「住民等から徴収された税金等の財源」等に修正。  
・「中長期目標」、「中長期計画」等は削除。

- ・地独法の事業報告書への記載事項は法第34条第1項において設立団体の規則で定めるとされていることから、ガイドラインにおいては、「事業報告書で提供することが望ましい項目」として整理。

### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目① 行政コスト計算書の創設 (国独法:H30.9.3改訂(H31事業年度から適用)、国立大:改訂せず)

従来の「行政サービス実施コスト計算書」に代えて、当該法人のフルコスト情報の提供源として、「行政コスト計算書」を作成することとしたもの。

#### 2. 改訂案

- ・「行政サービス実施コスト計算書」に代えて、「行政コスト計算書」を創設する。  
(一般型・公営企業型会計基準第58～60) <資料4-1 p70～74、資料4-2 p. 65～68>
- ・「行政コスト計算書」の創設に伴い、「行政サービス実施コスト」の定義等に係る記載を削除し、「行政コスト」に係る記載を追加する。  
(一般型・公営企業型会計基準第20・43・23・24 (改訂前) )  
<資料4-1 p. 21～24, 27～29, 49、資料4-2 p. 23～25, 28～30, 50>
- ・適用時期については、令和4事業年度からとする。

##### 【公立大学法人】

国立大学法人等会計基準に合わせ、従前作成していた「行政サービス実施コスト計算書」に代えて、「行政サービス実施コスト計算書」に記載していた内容を、損益計算書に注記することとするもの。

(項目① 参考) 「行政サービス実施コスト」と「行政コスト」の比較 (イメージ)

<行政サービス実施コスト>

<行政コスト>

●地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストをいう。

●サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、地方独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。

行政サービス実施コスト計算書  
(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

科目	
I 業務費用	
(1)損益計算書上の費用	
(2)(控除)自己収入等	
(合計)	XXX
II 損益外減価償却相当額	XXX
III 損益外減損損失相当額	XXX
IV 損益外利息費用相当額	XXX
V 損益外除売却差額相当額	XXX
VI 引当外賞与増加見積額	XXX
VII 引当外退職給付増加見積額	XXX
VIII 機会費用	
(合計)	XXX
IX 行政サービス実施コスト	XXX

行政コスト計算書  
(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

科目	
I 損益計算書上の費用	
(合計)	XXX
II その他行政コスト	
減価償却相当額	XXX
減損損失相当額	XXX
利息費用相当額	XXX
承継資産に係る	
費用相当額	XXX
除売却差額相当額	XXX
(合計)	XXX
III 行政コスト	XXX

(注)

- ・(控除)自己収入等
- ・機会費用

### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目② 純資産変動計算書の創設 (国独法:H30.9.3改訂(H31事業年度から適用)、国立大:R4事業年度適用に向け検討中)

一会計期間に属する法人の純資産の変動のうち、行政コスト計算書及び損益計算書に反映されない項目(ex:特定資産の処分に伴う資本剰余金の増減、追加出資等)が存在すること等を踏まえ、「純資産変動計算書」を作成することとしたもの。

#### 2. 改訂案

- ・ 「純資産変動計算書」を創設する。  
(一般型・公営企業型会計基準第67)  
<資料4-1 p.81、別添資料「純資産変動計算書」(案)、資料4-2 p.75、別添資料「純資産変動計算書」(案)>
- ・ 「純資産変動計算書」の具体的内容等に係る記載を追加する。  
(一般型会計基準第40・45・66・99~100) <資料4-1 p.47,50,80~81,139~141>  
(公営企業型会計基準第40・45・66・96~97) <資料4-2 p.48,51,74~75,120~122>
- ・ 適用時期については、令和4事業年度からとする。

### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目③ 見返資産の創設 (国独法:H30.9.3改訂(H31事業年度から適用)、国立大:改訂せず)

負債に計上する退職給付債務及び賞与債務について、中期計画等の中で財源措置されることが明らかにされているものについては、「退職給付引当金見返」及び「賞与引当金見返」として資産に計上することとしたもの。

#### 2. 改訂案

- ・中期計画等の中で財源措置されることが明らかにされている引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上することとする。

(一般型会計基準第17・79) <資料4-1 p.19,111>

- ・資産科目に、「退職給付引当金見返」及び「賞与引当金見返」を創設する。

退職給付引当金見返 (一般型会計基準第12・52・56・65・89) <資料4-1 p.11,54,60,77,127~130>

賞与引当金見返 (一般型会計基準第13・52・56・65・88) <資料4-1 p.12,54,61,77,126~127>

- ・適用時期については、令和4事業年度からとする。

##### 【公立大学法人】

国立大学法人等会計基準に合わせ、運営費交付金等で措置される賞与・退職給付に関する記載は注記に記載することとしたもの。  
(現行と同じ取扱い)

##### 【公営企業型地方独立行政法人】

独立採算原則に基づき経営を行う法人であることから、中期計画の中で財源措置されることが想定されないため、「退職給付引当金見返」及び「賞与引当金見返」の創設の必要性がないもの。(現行と同じ取扱い)

### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目④ 連結純資産変動計算書の創設 (国独法:R2.3.26改訂(R2事業年度から適用)、国立大:R4事業年度適用に向け検討中)

「連結剰余金計算書」に代えて、連結剰余金も包含した計算書である「連結純資産変動計算書」を作成することとしたもの。(純資産に分類される利益剰余金に加え、資本金及び資本剰余金等の変動額についても記載することとしたもの。)

#### 2. 改訂案

- ・純資産変動計算書の創設に対応するため、「連結純資産変動計算書」を創設し、当該計算書の具体的内容に係る記載を追加する。  
(一般型会計基準第113・126～127) <資料4-1 p.153,160～161>  
(公営企業型会計基準第110・124～125) <資料4-2 p.135,142>
- ・「連結剰余金計算書」に係る記載を削除する。  
(一般型会計基準第113・128・129(改訂前)) <資料4-1 p.153,161～162>  
(公営企業型会計基準第110・126・127(改訂前)) <資料4-2 p.135,143>
- ・適用時期については、令和4事業年度からとする。



### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目⑤－i 企業会計の新基準への対応(収益認識)

(国独法:R3.9.21改訂(R5事業年度から適用)、国立大:R5年度適用に向け検討中)

「地方独立行政法人がサービスの提供等により得た収入(売上)」を財務諸表へ計上するタイミングについて、新たなルールを定めたもの。(従前、現金等を受け取った時点で計上していたが、契約内容の把握等一定のステップを満たした時点で計上することとなったもの。)

#### 2. 改訂案

- ・流動資産科目に「契約資産」を創設し、関連する記載を追加する。  
(一般型・公営企業型会計基準第13・16・52・54・56・84)  
<資料4－1 p. 11～12, 17～18, 54, 56, 61～62, 66, 68, 122～124、資料4－2 p. 12, 18, 55, 57, 61, 63, 107～108>
- ・財務諸表の注記における重要な会計方針等の例に、「収益及び費用の計上基準」及び「消費税等の会計処理」を追加する。  
(一般型会計基準第78) <資料4－1 p. 103> (公営企業型会計基準第77) <資料4－2 p. 93>
- ・適用時期については、令和5事業年度からとする。

### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目⑤－ii 企業会計の新基準への対応(時価の算定)

(国独法:R3.9.21改訂(R4事業年度から適用)、国立大:R4事業年度適用に向け検討中)

金融商品の時価を、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格と定義したものの。

#### 2. 改訂案

- ・ 其他有価証券について、市場において取引されていない株式及び出資金等株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを合わせて、市場価格のない株式等とする定義を追加する。  
(一般型・公営企業型会計基準第31) <資料4-1 p.33~34、資料4-2 p.35>
- ・ 金融商品の時価の算定について、新たな定義を追加する。  
(一般型・公営企業型会計基準第31) <資料4-1 p.34、資料4-2 p.35>
- ・ 適用時期については、令和4事業年度からとする。

### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目⑤－iii 企業会計の新基準への対応(会計上の見積りの開示)

(国独法:R3.9.21改訂(R3事業年度から適用)、国立大:R3事業年度適用に向け検討中)

翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りについて、利害関係者の理解に資する情報を開示することとしたもの。

#### 2. 改訂案

- ・ 翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、利害関係者の理解に資する情報を開示する旨、追加する。  
(一般型会計基準第78) <資料4－1 p.103～104>  
(公営企業型会計基準第77) <資料4－2 p.93>
- ・ 適用時期については、令和4事業年度からとする。

### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目⑥ 地方独立行政法人法の改正に伴う改訂

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和2年法律第41号)(第10次一括法))

試験研究地方独立行政法人による成果活用事業者等への出資等が可能とされたため、出資や株式配当に関する会計処理が必要となる法人として、試験研究地方独立行政法人を追加するもの。

#### 2. 改訂案

- ・ 受取利息及び受取配当金のキャッシュ・フロー計算書への記載について、試験研究地方独立行政法人の場合を追加する。  
(一般型会計基準第68) <資料4-1 p.81~86>
- ・ 適用時期については、令和4事業年度からとする。

### 3. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

#### 1. 項目⑦ 資産見返負債の廃止(公立大学法人のみ) (国立大: R4事業年度適用に向け検討中)

現行の地方独立行政法人会計基準においては、損益均衡を目的として、運営費交付金、寄附金、補助金等を財源に固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に合わせて収益化するが、公立大学法人においては、資産見返負債の処理を廃止し、運営費交付金や寄附金で固定資産を取得した場合は、直ちに収益化するという処理に改訂したものの。

#### 2. 改訂案

- ・ 公立大学法人においては、国立大学法人等会計基準に合わせて、資産見返負債の処理を廃止し、運営費交付金や寄附金で固定資産を取得した場合は、直ちに収益化を行う。
- ・ ただし、補助金は、資産除却時に返還を求められる可能性等を考慮し、長期繰延補助金という項目で資産見返負債の会計処理を継続する。  
(一般型会計基準第15・54・56・81) <資料4-1 p.16, 55, 67, 118~119>
- ・ 適用時期については、令和4事業年度からとする。

## 4. 「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の改訂

### 1. 項目 (国独法:H30.9.3改訂(H31事業年度から適用)、国立大:R4事業年度適用に向け検討中)

- ・資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額を損益計算書へ記載するため、減損が生じた場合に、当期の臨時損失へ計上するとともに、資産見返負債を臨時利益へ振り替えることとするもの。
- ・このほか、「行政サービス実施コスト計算書」に代えて、「行政コスト計算書」を作成することされたことに伴い、所要の修正を行うもの。

### 2. 改訂案

- ・資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額は行政コストとして認識すべきことから、当該減損額を、当期の臨時損失へ計上するとともに、資産見返負債を臨時利益へ振り替えることとする。  
(一般型会計基準第7) <資料4-3 p.8>
- ・地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額(資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額を除く。)を、その他行政コストに属するものとする。  
(一般型会計基準第8) <資料4-3 p.8~9> (公営企業型会計基準第15) <資料4-4 p.13>
- ・適用時期については、令和4事業年度からとする。

#### 【公立大学法人】

- ・長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額については、当期の臨時損失へ計上するとともに、長期繰延補助金等を補助金等収益に振り替えることとする。
- ・「行政コスト計算書」を作成しないことから、行政コストに関連する記載事項の対象から除くものとする。

# (参考)

項目	概要	地方独立行政法人			国独法	国立大
		一般型	公立大学	公営企業型		
①行政コスト計算書の創設	従来の「行政サービス実施コスト計算書」に代えて、当該法人のフルコスト情報の提供源として、「行政コスト計算書」を作成することとしたもの。	○ (R4事業年度予定)	—	○ (R4事業年度予定)	○ (H31事業年度)	—
②純資産変動計算書の創設	一会計期間に属する法人の純資産の変動のうち、行政コスト計算書及び損益計算書に反映されない項目(ex: 特定資産の処分に伴う資本剰余金の増減、追加出資等)が存在すること等を踏まえ、「純資産変動計算書」を作成することとしたもの。	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (H31事業年度)	○ (R4事業年度予定)
③見返資産の創設	負債に計上する退職給付債務及び賞与債務について、中期計画等の中で財源措置されることが明らかにされているものについては、「退職給付引当金見返」及び「賞与引当金見返」として資産に計上することとしたもの。	○ (R4事業年度予定)	—	—	○ (H31事業年度)	—
④連結純資産変動計算書の創設	「連結剰余金計算書」に代えて、連結剰余金も含まれた計算書である「連結純資産変動計算書」を作成することとしたもの。(純資産に分類される利益剰余金に加え、資本金及び資本剰余金等の変動額についても記載することとしたもの。)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R2事業年度)	○ (R4事業年度予定)
⑤- i 収益認識	「地方独立行政法人がサービスの提供等により得た収入(売上)」を財務諸表へ計上するタイミングについて、新たなルールを定めたもの。(従前、現金等を受け取った時点で計上していたが、契約内容の把握等一定のステップを満たした時点で計上することとなったもの。)	○ (R5事業年度予定)	○ (R5事業年度予定)	○ (R5事業年度予定)	○ (R5事業年度)	○ (R5事業年度予定)
⑤- ii 時価の算定	金融商品の時価を、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格と定義したもの。	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度)	○ (R4事業年度予定)
⑤- iii 会計上の見積りの開示	翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目(ex: 固定資産の減損等)による収益の見積りについて、利害関係者の理解に資する情報を開示することとしたもの。	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R3事業年度)	○ (R3事業年度予定)
⑥地方独立行政法人法の改正に伴う改訂	試験研究地方独立行政法人による成果活用事業者等への出資等が可能とされたため、出資や株式配当に関する会計処理が必要となる法人として、試験研究地方独立行政法人を追加するもの。	○ (R4事業年度予定)	—	—	—	—
⑦資産見返負債の廃止	現行の地方独立行政法人会計基準においては、損益均衡を目的として、運営費交付金、寄附金、補助金を財源に固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に合わせて収益化するが、公立大学法人においては、資産見返負債の処理を廃止し、運営費交付金や寄附金で固定資産を取得した場合は、直ちに収益化するという処理に改訂したもの。	—	○ (R4事業年度予定)	—	—	○ (R4事業年度予定)